

[事案 2023-51] 先進医療給付金支払等請求

・令和6年3月8日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、先進医療給付金等の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年3月に水晶体再建術を受けたため、令和元年7月に乗合代理店を通じて契約した医療保険にもとづき先進医療給付金等を請求したところ、責任開始日前に発症した疾病を直接の原因とする手術であるとして給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、先進医療給付金等を支払ってほしい。それが認められない場合には、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

(1)本契約の募集時に、令和元年3月の健康診断結果報告書を募集人に提示し、「右側白内障疑い」との指摘を受けている旨を伝えたところ、募集人から「疑い」は「発症」ではないので、将来先進医療を受けた際に費用が賄われることを保険会社に確認したとの説明を受けたため、本契約に加入した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人は、令和元年3月に受診した健康診断で「右側白内障の疑い」の指摘を受けており、本疾病は責任開始日前の疾病を原因としたものと判断される。
(2)募集人は、契約時の記憶は定かではないが、募集時に、給付金の支払いが可能であるといった断定的な説明をすることはなく、申立人から手術の予定があると聴取していれば本契約の募集はしていない。また、重要事項説明を行う際に、責任開始日前の発症が保障の対象外であると説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、先進医療給付金等の支払いは認められないが、以下等の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)本契約の錯誤にもとづく無効が認められるためには、申立人が意思表示の基礎とした動機が表示されていること、および、その錯誤が要素の錯誤であることが必要である。
(2)まず、意思表示の動機が表示されているかという点について、申立人は、本契約の締結に際して、「自分の状態であっても、レーザー白内障手術を受けた場合に先進医療給付金が支払われる」という動機を表示しており、意思表示の基礎となった動機の表示はなされてみるとみる余地が多分にあるものと解される。
(3)次に、申立人の主張する錯誤が、要素の錯誤に当たるかについて、申立人は、水晶体再建術による先進医療給付金が支払われないのであれば、本契約には加入しなかったものと考えられることから、「表意者が錯誤がなければその意思表示をしなかった」に該当すると解

される。

- (4)また、錯誤にもとづく無効は、表意者（申立人）に錯誤に陥るにつき重大な過失がある場合には認められないが、本件では、申立人が募集人からの回答にもとづいて誤信したものであるため、申立人に重大な過失があるものとは言えない。